

SHIP SECURITY ADVISORY No. 03-24J

To: Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security Organizations

SUBJECT: POSSIBLE RESURGENCE OF SOMALI-BASED PIRACY IN THE INDIAN OCEAN REGION

Date: 9 February 2024

以下の海域で運航中又は運航予定の弊旗国籍船舶船主、及び運航者の皆様は、本船舶保安通知書を(該当船に)速やかに配布、(内容についてご理解)ご共有を願います。

- Gulf of Aden (GoA);
- Arabian Sea; or
- Indian Ocean

1.0 脅威と危険度について

1.1 最近のインシデント

- .1 インド洋海域でソマリアを起点とする海賊行為が再発、活発化しています。2023年11月以来、ソマリア沖で複数の商船、ダウ漁船が襲撃、拿捕を受けています。こう云った事態はこの海域の漁業者間の諍いでしたが、今では拿捕されたダウがアデン湾やアラビア海を含むインド洋で海賊母船として使われています。
- .2 以下イメージ図で2023年11月以来、拿捕、乗り込み未遂、及び襲撃を図った海賊行為を示します：



Source: Risk Intelligence

SSA No. 03-24J

- 3 最近の海賊事件では、インド洋海域に於ける複数の海賊行為の疑いがある目撃情報、又は海賊行為について報告された事例に加えて、(UKMOT, MSCHOA、及びInternational Maritime Bureau Piracy Reporting Centre (IMB PRC) を含む公表されているデータによれば) 12隻のダウ漁船と小舟の拿捕、3隻の商船(1隻のタンカー、2隻のバルクキャリアー)への乗り込み未遂、及びバルクキャリアー1隻の拿捕が含まれます。
- 4 弊局は拿捕されたダウ漁船が(沿岸より)長距離を航行し襲撃を行う海賊母船として使用されていると考えています。うまくいった商船の拿捕事件はアラビア海のソマリア海岸より600海里離れたところで起こっています。乗り込み未遂やその他の海賊行為はソマリア海岸より凡そ900海里沖で起こったと報告されています。

2.0 危険緩和対策

2.1 インド洋海域を航行する場合は以下の事前対策を取ってください:

- 1 今後の進展状況に拠って変わりますが、最近の事例、及びこの海域に於ける疑わしい海賊行為報告より、可能であれば少なくともソマリア沿岸600海里沖を航行して下さい。
- 2 Best Management Practices to Deter Piracy and Enhance Maritime Security in the Red Sea, Gulf of Aden, Indian Ocean and Arabian Sea, 5th Edition (BMP5: www.register-iri.com/wp-content/uploads/BMP5-June-2018-1.pdf) を見直し、実施。
- 3 航海前の脅威と危険に対するきめ細かい評価の実施。
- 4 危険評価、及び事前保安対策実施後、本船保安計画の見直し、及び改正。
- 5 危険性が増す海域へ進入する前の保安・警戒訓練の実施。
- 6 小型艇接近に対する船橋総員による用心深い監視の維持。

2.2 船長はSOLAS/Regulation V/34.1に従い海上における人命の安全、及び海洋環境保全の為に必要な職業上決断を下す事が出来、(何人も)その決定を妨げる事があってはならない。船長が(迫る)脅威を軽減させ、本船の安全もしくは保安が確保できると判断すれば、AISの遮断も可。(IMO Assembly Resolution A.1106(29) /§22; [A 1106 29 \(imo.org\)](http://imo.org) 参照)。

3.0 報告

SSA No. 03-24J

3.1 UKMTO VRAを航行する船舶は、弊局発行Marine Notice No. 2-011-39/\$5.0に従いBMP5の自発的報告計画を利用:

.1 UKMTO VRA進入後MSCHOA (www.mschoa.org)に登録。

.2 (BMP5 Appendix D) 船位報告書式(www.ukmto.org/indian-ocean/reporting-formats/daily-position-report)でUKMTOへ毎日船位報告。

4.0 インシデント又は(他船/未確認局による)不審な行動に対する報告

4.1 **緊急事態:** 船舶警報通報装置(SSAS)を作動させ、電話+973-1785-3879, 米国中央海軍指令部)US NAV-CENT)戦闘監視部(Battle Watch)へ通報。

4.2 **不審な行動:** UKMTO、及びIMB PRC (International Maritime Bureau Piracy Reporting Center – 国際海事局海賊行為報告センター) に連絡。

4.3 **全ての保安に係るインシデント:** 弊局、電話+1-571-441-1885、marsec@register-iri.com 及び dutyofficer@register-iri.com にご報告下さい。

4.4 報告先と補足情報を記した本書末尾Appendix Aをご参照下さい。

5.0 補足情報

5.1 Maritime Global Security website, www.maritimeglobalsecurity.com は、BMP5を含む(海上保安に係る)海事業界最良の事例(ベストプラクティス)を提示、海事従事者の為の地域(情報)、(船舶が非常時に遭遇した場合)の連絡先、(計画航行)海域に於ける海上保安報告センターの情報を提供。上記海域航行前にBMP5、及びMaritime Global Security websiteへ(海域情報)確認を行って下さい。

9.3 弊局、[Maritime Security - IRI | International Registries, Inc. \(register-iri.com\)](http://Maritime Security - IRI | International Registries, Inc. (register-iri.com)) も併せてご利用下さい。

APPENDIX A: 報告先

多国籍軍	連絡先	補足
IMB PRC 国際海事局 海賊行為報告センター	imbkl@icc-ccs.org ; piracy@icc-ccs.org +60-3-2031-0014 (24/7 Help Line) +60 -3-2078-5763; +60-3-2078-5769(fax) MA 34199 (telex)	1992年に設立されたIMB PRCは、船長が海賊行為、武装強盗、或いは密航者に係る事例を報告するために、24時間無償サービスを提供。
MSCHOA (アフリカホーン海事安全センター)	postmaster@mschoa.org jocwatchkeeper@mschoa.org +34-956-470-534; +34-661- 442-365	MOCHOAは(EUと)海運業界の協力により欧州連合海軍(EU NAVFOR)が設立した(海上安全保障の)先駆者でUKMTO VRA通航船の為のEU NAVFORへの自発的登録の管理を行う。
UKMOT (英国海運貿易オペレーション)	watchkeepers@ukmto.org +44(0)-2392-222060	最近のこの海域に於けるセキュリティインシデントの一覧は www.ukmto.org/indian-ocean/recent-incidents で閲覧可。
US NAVCENT NCAGS (米国中央指令部 「海軍協力・海運指針」)	Primary: +973-1785-0033 Alternate: m-ba-cusnc-ncags@us.navy.mil Contingency: +973-3940 -4523 (mobile) Emergency: (NAVCENT Battle Watch) +973-1785-3879 Cusnc.bwc@me.navy.mil	US NAVCENT NCAGSは軍隊と商業海運間に重要な連携を提供し、船長、及びCSOIに航海に係る脅威とその危険評価の情報と(対応)ガイダンスを提供。

SSA No. 03-24J